

江南市SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）運用方針

江南市では情報提供の充実を図るため、ソーシャルメディアのアカウントを取得し、情報発信を行います。SNSを利用した情報発信にあたり、読者に誤解や混乱が生じないように、運用方針を以下のとおり定めます。

1. 運用するソーシャルメディアの種類

Facebook、Twitter、YouTube、LINE、その他アカウント運用者が必要と認めたもの

2. ページ名、URL、アカウント運用者

(1) ページ名

江南市広報または江南市

(2) URL

Facebook <https://www.facebook.com/city.konan.koho/>

Twitter https://www.twitter.com/konan_koho/

YouTube <https://www.youtube.com/user/konankoho/>

LINE <https://lin.ee/cbjPOQY>

(3) アカウント運用者

江南市地方創生推進課

3. 目的

江南市が実施するイベント情報等、江南市の魅力に関連する情報を発信し、市内外のSNS利用者に江南市をより身近に感じてもらうとともに、災害時等には防災情報等安全安心にかかる情報を発信することを目的としています。

4. 掲載内容

(1) 江南市に関するイベント・観光情報及び市政情報

(2) その他、アカウント運用者が適当と認める情報

5. 運用時間

4に掲げる内容を不定期に掲載することとし、掲載は原則として、土曜、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時の間に行います。ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合においては、この限りではありません。

6. コメント等への回答

利用者からのコメント等への回答は、原則として行いません。

7. 個人情報に関する取扱い

江南市が利用者から個人情報を取得する場合には、江南市個人情報保護条例（平成15年3月24日条例第1号）に基づき、適切に管理します。

8. 遵守事項

本アカウントに対して、次に掲げる行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、投稿の削除その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 江南市、他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、または違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂などを掲載する行為
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (6) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (7) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、または他者のアクセスを妨害する行為
- (9) 江南市、他の利用者または第三者に不利益を与える行為
- (10) その他、アカウント運用者が不相当と判断した行為

9. 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、江南市あるいは江南市以外の原著作者などに帰属します。

10. 免責事項

- (1) 江南市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 江南市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 江南市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 江南市は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルによって、利用者もしくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 江南市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、

または中止することがあります。

- (6) 各ページは、それぞれのSNSシステムによって運用されています。江南市は、各SNSのシステム運用状況に関する質問などについては一切お答えできません。また、各サイト、または第三者から提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問などに関しても、一切答えられません。

1 1. 運用方針の変更

- (1) 運用方針は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用方針は、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。

附 則

平成26年	9月	3日	施行
平成27年	11月	6日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
令和2年	7月	1日	一部改正